

特別の配慮を要する特殊建築物調書

					※
1. 建築主	住所				
	氏名				
2. 設計者	住所				
	氏名				
3. 主要用途					
4. 工事種別		新築、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替			
5. 延べ面積	工事部分		工事以外の部分	合計	
	ハトビロ法施行令第2条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	条例第55条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	ハトビロ法施行令第2条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	条例第55条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	ハトビロ法施行令第2条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	条例第55条第 号該当部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
面	当該部分計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	その他の部分計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
積	合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6. 共同住宅の戸数		戸			
7. 建物の出入口	道から主たる出入口にいたる一以上の通路	道等から主たる出入口に通ずる通路の幅 (1. 2 m以上)	m		
		当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以下の場合 (90 cm以上)			
		主たる出入口の幅 (90 cm以上)	cm		
		当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以下の場合 (80 cm以上)			
		戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過でき、前後に水平部分を設けているか	適 ・ 否		
		区間 50m以内ごとに車いすが回転可能な場所	有 ・ 無		
		通路に高低差	cm		
		上記通路の傾斜路 (幅 1. 2m以上、勾配は 1/12 以下。高低差 10 cm未満は 1/8 以下。)	幅	m	
		当該用途に供する部分の床面積の合計 500 m <sup>2</sup> 以下の場合 (90 cm以上)	勾配 1/		
		傾斜路の高さ 75 cm以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場・手すりの設置	適 ・ 否		
上記傾斜路の表面の滑りにくさへの配慮	有 ・ 無				

※

(7. 建物の出入口の続き)

室内 に至る 通路 まで	視覚障害者誘導用ブロック（点状、線状）又は音声誘導装置の設置 ※1		有	無		
	車路に接する部分に点状ブロックの設置		有	無		
	点状ブロック等の設置 ※2 (段、傾斜がある部分の上端)		有	無		
	主たる出入口から自動車車庫に通ずる通路の幅 (1. 2m以上)			m		
	当該用途に供する部分の床面積の合計が 500㎡以下の場合 (90 cm以上)			cm		
	上記 通路 に 高低 差 合	上記出入口から自動車車庫に通ずる通路の高低差			cm	
		上記通路の傾斜路 (幅 1. 2m以上、勾配は 1/12 以下。 高低差 10 cm未満は 1/8 以下。)		幅 勾配 1/	m	
		当該用途に供する部分の床面積の合計 500㎡以下の場合 (90 cm以上)		幅 勾配 1/	m	
		上記傾斜路の表面の滑りにくさへの配慮		有	無	
	表面の滑りにくさへの配慮		有	無		
段 が あ る 部 分	手すり		有	無		
	段	滑りにくさ、つまずきにくさへの配慮	有	無		
	鼻	周辺部分との色調・明度の対比	有	無		
傾 斜 路	手すり (勾配 1/12 超又は高さ 16 cm超かつ勾配 1/20 超の場合)		有	無		
	前後の通路との識別しやすさ		有	無		
	点状ブロック等の設置 (傾斜がある部分の上端) ※3		有	無		
8. 廊下	表面の滑りにくさへの配慮		有	無		
	廊下の幅 (1. 2m以上)			m		
	居室床面積の合計が 200㎡以上の階			階		
	幅及び奥行きが 1. 4m以上の部分 (延長が 25mを超える廊下の場合)		有	無		
	戸を設ける場合、戸は車いす使用者が容易に開閉して通過でき、前後に水平部分を設けているか		有	無		
	廊 下 に 高 低 差 が あ る 場 合	廊下の高低差			cm	
		上記廊下の傾斜路 (幅 1. 2m以上、勾配は 1/12 以下。 高低差 10 cm未満は 1/8 以下。)		幅 勾配 1/	m	
		当該用途に供する部分の床面積の合計 500㎡以下の場合 (90 cm以上)		幅 勾配 1/	m	
		前後の通路との識別しやすさ		有	無	
		上記傾斜路の表面の滑りにくさへの配慮		有	無	

					※			
(8. 廊下の続き)	上記傾斜路の高さが75cmを超える場合	75cm以内ごとに踊場(踏幅1.5m以上のもの)	有	・	無			
		手すり(傾斜路の勾配1/15以下の場合を除く)	有	・	無			
	点状ブロックの設置(階段又は傾斜路の上端に近接する踊り場の部分) ※4		有	・	無			
	手すり(病院、診療所等の利用者用の廊下に設けるもの)		有	・	無			
9. 階段	手すり		有	・	無			
	表面の滑りにくさへの配慮		有	・	無			
	段 鼻	滑りにくさ、つまずきにくさへの配慮	有	・	無			
		周辺部分との色調・明度の対比	有	・	無			
	点状ブロックの設置(階段上端に近接する踊り場の部分) ※5		有	・	無			
	回り階段		有	・	無			
10. エレベーター	条例第59条第2項に規定する用途に供する部分の床面積の合計	工事部分	工事以外の部分	合計				
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
		利用者用のエレベーターの数			基			
	うち、条例第59条第1項に規定する構造のエレベーターの数			基				
	条例第59条第2項に該当するエレベーター	エレベーターの停止階数						
		かご及び昇降路の出入口の幅(80cm以上)			cm			
	条例第59条第2項に該当するエレベーター	細則第41条第1号の( )に該当するもの	かごの大きさ	定員	人			
				奥行き	m			
		かごの出入口が複数あるもの	かごの大きさ	戸の開閉を知らせる音声装置		有	・	無
				幅	m			
			奥行き	m				
	専用の乗場ボタン			有	・	無		
	かご内の専用の操作盤	主たるもの		有	・	無		
		従たるもの		有	・	無		
	かご内の鏡			有	・	無		
	戸閉制御装置			有	・	無		

									※
(10. エレベーターの続き)	条例第59条第2項に該当するエレベーター	かご内位置表示装置、停止予定階表示装置		有	・	無			
		かご内手すり		有	・	無			
		一般用の乗場ボタン	押しボタン ※6	有	・	無			
			点字案内表示 ※6	有	・	無			
		かご内の一般用操作ボタン	押しボタン ※6	有	・	無			
			点字案内表示 ※6	有	・	無			
		音声通報装置	乗降ビーム	昇降方向	有	・	無		
				昇降方向	有	・	無		
			かご内	到着階	有	・	無		
				戸の閉鎖	有	・	無		
かご内の非常時に、外部との連絡状況を表示する視覚障害者に配慮した設備（応答灯）			有	・	無				
戸のガラス窓		有 ・ 無 ・ その他（ ）							
乗降ビームの大きさ（1.5m四方以上）		幅	cm、奥行き	m					
11. 特殊な構造又は使用形態の昇降機	エレベーター合	段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第一項第7号）		有	・	無			
		かごの床面積（0.8㎡以上）				㎡			
		十分なかごの床面積（車いす使用者がかご内で方向転換する必要がある場合）		有	・	無			
	エスカレーター合	車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号但し書のもの）		有	・	無			
12. 居室等の出入口	条例第60条に規定する居室の出入口の幅（80cm以上）					cm			
	条例第60条に規定する自動車車庫に通ずる出入口の幅（80cm以上）					cm			
	戸は車いす使用者が容易に開閉して通過でき、前後に水平部分を設けているか			有	・	無			
13. 客席等	客席等の総数					席			
	車いす利用の利用部分	数							
		一部分当たりの寸法（幅85cm以上、奥行き1.2m以上）		幅	cm、奥行き	m			
		床の状況		平たん、その他（ ）					
		利用者用部分へ通ずる客席内通路の幅					m		
		利用者用部分へ通ずる客席内通路の高低差			有	・	無		

							※
(13. 客席の続き)	利用者用部分へ通ずる 客席内通路の傾斜路 (幅 1. 2m 以上、勾配 1/12 以下)		幅		cm、勾配 1/		
		表面の滑りに くさへの配慮		有 ・ 無			
14. 便所	数	男子用	女子用	兼用			
条例第 62 条第 1 項に規定する出入口の幅 (80cm 以上)					cm		
条 例 第 6 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 便 所	出入口の幅 (85cm 以上。ただし、車いす使用者が 支障なく出入することができる場合、80cm 以上)		cm				
	出入口の高低差		cm				
	出入口の傾斜路 (幅 1. 2m 以上、 勾配 1/12 以下。高低差 10 cm 未 満、勾配 1/8 以下)		幅		cm、勾配 1/		
			表面の滑りに くさへの配慮		有 ・ 無		
	手すり付き床置き式等の小便器数						
	洗面器、手洗器の水洗		レバー式・光感知式・その他 ( )				
	障害者用便房		寸法	短辺	m、長辺	m	
			出入口の幅 (85cm 以上)		cm		
			戸	引き戸・その他 ( )			
			洋風便器及び手すり		有 ・ 無		
大便器		くつべら式・光感知式					
洗浄装置		その他 ( )					
15. 防火戸	防火戸の幅 (80cm 以上。くぐり戸付防火戸の場合、当該 くぐり戸の幅)				cm		
車いすが通行する際、支障となる段を設けない				適 ・ 否			
16. 避難口誘導灯	点滅機能及び音声誘導機能				有 ・ 無		
17. 駐車場	車いす使用者駐車可能スペース				台		
幅 (3. 5m 以上)				m			
設置位置		利用居室までの距離が短い位置・その他					
表示				有 ・ 無			
18. その他							

[5 枚中 5 枚目]

【注意】 条例とは、大阪府建築基準法施行条例をいう。  
 ■■■■■ は、ハートビル法の適用部分を示す。  
 ※印のある欄は、記入しないでください。